

第22期第18回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和5年4月28日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第22期第18回胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年(2023年)4月28日(金)
14時30分～15時15分
- 2 開催場所 室蘭市東町3丁目19番4号
北海道漁業協同組合連合会室蘭支店会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、藤村委員、野呂委員、高田委員、
田村委員、小谷地委員、澤口委員、富樫委員、煤孫委員、傳委員 (12名)
- 4 事務局 事務局長 菅原 範彰
専門主任 黒坂 裕樹
- 5 臨席者
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 齊藤 義裕
漁業管理係長 春日 猛夫
主事 越智 祥平
- 6 議 題
 - (1) 審議事項
議案第1号 委員の辞任について
議案第2号 漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準(定置漁業)について
 - (2) 協議事項
協議事項1 胆振海区漁場計画案に係る公聴会の開催について
(第8次共同漁業権・第15次区画漁業権)
協議事項2 胆振海区漁場計画(素案)について(協議)
(第15次定置漁業権)
 - (3) 報告事項
報告事項1 定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
報告事項2 共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
報告事項3 くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

7 議事の顛末

菅原事務局長

資料は事前に送付もしていますが確認をしますか。よろしいですか。

それでは只今から、第22期第18回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。皆様方におかれましては、年度もかわり春の操業をむかえ、何かとご多忙のところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、胆振総合振興局水産課の齊藤課長をはじめ関係者のご臨席を賜り、あつく御礼申し上げます。

さて、本日の議案ですが、委員の辞任や漁業権の切替に関する案件など、審議事項や協議事項が4件、その他に報告事項が3件と多種にわたります。

皆様方には、審議の程よろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶いたします。

菅原事務局長

本日の来賓を紹介します。胆振総合振興局産業振興部水産課齊藤課長です。春日漁業管理係長です。越智主事です。

それでは、会長に議事の進行をお願いします。

岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中12名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成り立ちました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により会長が指名することとなっておりますので、私より指名させていただきます。高田委員、小谷地委員の両名をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。議案第1号「委員の辞任について」を上程いたします。事務局から説明願います

黒坂専門主任

右肩に議案第1号と書かれた資料をご覧ください。議案第1号の開いて3ページ目となります。令和5年3月31日付けで当海区委員会委員であります、三戸部力男委員から一身上の都合により辞任したい旨、届け出が北海道知事に提出されております。

三戸部委員は、平成17年10月に胆振海区漁業調整委員会委員となって以来、通算5期、17年間にわたり当海区委員を勤めて頂きましたが、今年80歳を迎えることもあり辞任する意向となりました。

委員の辞任についてですが、次の4ページをご覧ください。漁業法第141条で正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。とあります

この規定は、公務遂行義務があり、委員会の運営に支障が生じるなど影響もありますので、自分の意志だけでは辞任できず、知事及び委員会の同意がある必要があるという主旨です。なお、本人の意志や事情による辞任を不可能にするというものではありません。

以上となりますので、辞任についての委員会の同意の可否についてご審議願います。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

それでは、委員の辞任に係る委員会の同意について採決を行います。

議案第1号、三戸部委員の辞任について、同意しない方は挙手をお願いします。

委員

挙手なし。(同意しないものはいない。)

岩田会長

それでは、三戸部委員の辞任について、同意する事で決定します。

次に、議案第2号「漁業法第73条第2項第2号に該当する免許をすべき者の審査基準(定置漁業)について」を上程いたします。事務局から説明願います。

菅原事務局長

右肩に議案第2号と書かれた資料をお願いします。

皆様ご承知のとおり改正後の漁業法では、漁業権の免許をすべきものは、法73条の規定で免許する事となりまして、いわゆる優先順位が廃止されました。

今回、道ではこの漁業法第73条第2項第2号に規定されるいわゆる「地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者」の免許の審査基準の案を作成したとの事で海区委員会委員の皆様にご説明報告するものとなっています。

なお、この案の作成にあたっては、2月から3月にかけて胆振管内を含む全道の漁業

協同組合にも既に説明のうえ照会しております。

この基準の内容を含め免許がどのように決定されていくかを併せて説明していきます。

2 ページ目の漁業法と併せて別紙 1 枚ものの審査基準(案)の要点を御覧下さい。

まず、1 申請期間内に免許申請したものが 1 者しかいない場合は、法71条第 1 項に該当する場合を除き、第73条第 1 項でそのものが免許となります。

次に 2 免許申請したものが複数の場合、いわゆる競願ですが、第73条第 2 項 1 号で満了漁業権と同じ又は概ね等しい漁業権では、その漁業権を適切かつ有効に活用している満了漁業権者となります。

ここから先、それ以外の場合は、同条第 2 項 2 号となり法の規定では、免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者とあり、その際の審査基準が今回の案の内容となります。

次の 3 ページ目を御覧下さい、あわせて別紙 1 枚ものの要点も御覧下さい。

3 ページ、第 1 の 2、3、4 は、言葉の定義となっています。

第 2 ですが、書かれている事を別紙 1 の方の要点で説明します。点線の中の上段、当該満了漁業権者の構成員で議決権の 2/3 以上かつ構成員の変更は、当該満了漁業権者の全員の同意の場合は、法73条第 2 項 2 号に該当する。

基準案の 4 ページ目の第 2 の 2 は、要点の点線の中段、上記のもの法人化した場合や共同経営化した場合満了漁業権者以外と行う場合は、満了漁業権者の議決権が 2/3 以上を占めている場合は、法73条第 2 項 2 号に該当となります。

これら以外の場合のもの、全くの新規漁業権の場合が基準案の 4 で、要点は点線内の 3 別紙評価でもっとも点数が高いものを法73条第 2 項 2 号として免許します。なお、同点の場合はくじ引きです。

基準案に戻りまして 5 ページ以降の別紙 1 はその評価の表で評価項目は、北海道水産振興条例をもとに道で定めている北海道水産業・漁村振興推進計画の項目を定置漁業にあてはめて作成しております。

7 つの項目となっておりますが、一つ目が資源管理の取組みとして資源管理協定の参加について審査します。2 つ目は、増殖事業の推進として増殖事業への参加体制、3 つ目は新規就業者の確保や促進として、地元地区での雇用計画、4 つ目は、漁業経営における収益性の向上として、地域の漁獲状況を踏まえた収益計画や経営改善の取組み、併せて漁船や漁具の調達状況、6 つ目は、道産水産物の付加価値向上と販路拡大等として、漁協など地域で行う付加価値向上等の生産・販売活動の取組への参加、最後に豊かな海と森づくりの推進や水域環境の保全対策への取組み状況など、最大で 6 点満点で評価して審査していきます。

漁業法では、きちんと操業している既存漁業者が、引き続き同じ漁場に申請すれば必ず免許があたりませんが、それ以外でもそれまで操業していた漁業者が協業化や共同経営化、経営体の組み換え等があった場合でも、議決権の線引きはしますが地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者として持続的に漁業営めるように考えておりまして、

これらによらない申請の形態や、全く新規の漁場、そのような申請者だけの申請となった場合の時は、北海道として水産の振興と地域の水産業の発展について、このような評価で免許するという基準の案となっています。

以上で、説明と報告をおわります。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なしの声。

岩田会長

それでは、議案第2号については、承知することよろしいですか。

委員

はいの声。

岩田会長

それでは、そのように決定します。次に、協議事項1「胆振海区漁場計画案に係る公聴会の開催について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

黒坂専門主任

右肩に協議事項1と書かれた資料をお願いします。

胆振海区漁場計画案に係る公聴会の開催についてですが、予め公聴会の開催を協議しようとしていましたが、開催の公示後に諮問が知事より到達しましたので、まずはそこから開いて3ページ目の追加資料となります。

共同漁業権と区画漁業権の切替に関しては、これまでも当委員会で協議頂き、その後道では、その漁業計画の案に対しての利害関係人の意見聴取をホームページ等で行い、それを終えました。

この度、4月24日付けで第8次共同漁業権と第15次区画漁業権に係る胆振海区漁場計画の案の諮問が北海道知事からありました。

案の内容は、これまで振興局から説明があり協議頂いた内容と変更はありません。漁場図については現行の漁業権から変更が無いので添付を省略しています。

本諮問の答申に際しては漁業法第64条の5号の規定により、期日、場所を公示して公聴会を開催し、漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴いてから、委員会を開催して審議する事となります。

1ページ目の案に戻りまして本件に係る公聴会の開催案となります。

開催期日は、室蘭市を境に5月8日と11日に分けまして、場所は案のとおり隣接市町村でそれぞれ開催場所を設けます。意見を聴こうとする案件は、諮問にある胆振海区漁場計画案、第8次共同漁業権と第15次区画漁業権でそれぞれ開催場所が関係地区となる漁業権とします。担当する委員も案のとおりです。

以上の案により公聴会を開催する事と、その内容を公示したく審議をお願いします

なお、万が一公聴会の時間や場所の変更や延期等が必用な自体が発生した場合の対応は、岩田会長に一任することであわせてお願いします。

なお、この日程で公聴会が開催できる場合は、答申に係る海区は5月29日に開催したく思います

説明は、以上でございます。ご審議よろしくお願ひいたします。

岩田会長

説明が終わりました。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なし。

岩田会長

それでは、本件については、原案どおり決定してよろしいですか。

委員

はいの声。

岩田会長

それでは、そのように決定し、公聴会を開催することとします。

次に協議事項2「胆振海区漁場計画素案、第15次定置漁業権について」を上程いたします。事務局から説明願ひます。

菅原事務局長

協議事項2と書かれた資料をお願いします。漁場計画の作成手順については、毎回説明しておりますので省略します。第8次共同・第15次区画漁業権では、2月に素案を協議しまして、現在は漁場計画案の諮問があり、協議事項1のとおり公聴会の開催の段階となっております。今回協議の第15次定置漁業権の海区漁場計画ですが、現在素案の段階でこの後、操業期間の考え方が決定され5月から6月頃に振興局から最終案の協議の予定で進んでいます。

それでは海区漁場計画素案については振興局の方から説明いたします。

春日漁業管理係長

それでは、協議事項2について、ご説明させていただきます。

1月23日に開催されました第14回の海区委員会で、胆振海区漁場計画の第15次定置漁業権の草案について、ご了承いただき水産林務部長に提出したところではありますが、水産林務部長から次のとおり草案に対する回答があり、それを踏まえて今回素案を協議いたします。

まず、草案に対する道の回答ですが、27ページをご覧ください。基本的に第14次から継続しているものも含めて基本的に草案の段階では支障無しとなっております。

鵠さけ定第1号の漁場の移設について、移設位置の具体的な考え方や、他種漁業及びさけ・ます増殖事業団体を含めた管内の漁業調整が整っていることを整理することと、豊浦さけ・ます・いわし定第1号、2号については、付冠名称を検討することとなっておりますが、これは振興局で整理いたします。その他は草案の段階で支障ないという事です。

次にこの草案に対する回答を踏まえて作成した胆振海区漁場計画の素案を説明いたします。1免許予定日、2申請期間、3存続期間、摘要の操業期間等につきましては、草案にひきつづき空白となっております。

操業期間につきましては、2月17日に開催されました第15回の海区委員会でのご意見を漁業管理課に提出しているところをございまして、道として決定するまでは空白となります。

草案からの変更点については、今回の素案では漁業時期を記載しております。これは漁業時期について、3月30日に開催されました第17回の海区委員会で協議し、検討するよう意見をいただいておりますが、振興局で検討したところ、漁具撤去の所要日数と海象状況を勘案しまして、12月3日の終了後、15日程度は必要であるとの結論になりましたので、漁業の終期の延長が必要となり適切な管理も考慮し、太平洋側、鵠さけ定第1号から室さけ定第1号になりますが、漁業時期の終期を12月15日から12月20日としました。

次に、6ページをご覧ください。保留しておりました鵠さけ定第3号については、現行どおりの位置と内容の計画とし、存続期間は空白となっておりますが基本的に単年とする計画となります。

変更点は以上でございますが、その他は草案のとおりとなっております。

説明は以上となります。ご意見等よろしく願いいたします。

岩田会長

説明が終わりました。

それでは、本委員会の前に開催された、漁業権切替小委員会の結果を報告願います。

室村委員

先ほど午後2時より開催した、小委員会の結果を報告します。

今回、協議のあった胆振海区漁場計画の素案については、妥当であるとの結果になり

ましたので報告します。以上となります。

岩田会長

報告ありがとうございます。

それでは、この素案について、当海区において漁業調整等の支障はありますか。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

なし。

岩田会長

それでは、協議事項2の「胆振海区における海区漁場計画案素案について」は、妥当であり特段支障はない旨、胆振総合振興局長へ回答することによろしいですか。

委員

はいの声。

岩田会長

それではそのように決定します。次に報告事項に移ります。

報告事項1「定置漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」なお、報告事項2「共同漁業権および区画漁業権」に係る同報告についても、関連がありますので、一括で報告いたします。

事務局から報告願います。

菅原事務局長

右肩に報告事項1と書かれた資料となります。

報告事項1「定置漁業権に係る資源管理の状況等報告」について説明いたします。

1ページ目は報告文、裏の2ページ目が法令の抜粋となりますのでまずはそちらを御覧下さい。

漁業法第90条第1項で「漁業権者は、有する漁業権の内容となる漁業の資源管理の状況、漁場の活用の状況等を知事に報告しなければならない。」とされ、同法同条第2項でその報告を受けた知事は「海区漁業調整委員会に対し、報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。」とあります。

また、漁業権者から知事に行う報告事項は、漁業法施行規則第28条第2項各号及び道の規則に定められている1から6項目ありましてその事項について、知事が必要と判断した事項について意見を付して、海区委員会へ報告しております。

今回その事について、該当漁業権が存在する胆振海区漁業調整委員会へ報告を行うものが今回の報告です。

1 ページに戻りまして今回の海区委員会の報告ですが、1 報告の対象となる漁業権の件数は昨年春の春定置となりまして3件です。

2 報告の内容は、別紙となり3 ページ目ですが3 件はいずれも適切に資源管理に取り組まれていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められます。その他必要事項及びその他知事の意見は、特にありません。以上です。

続いて、報告事項2 となります。報告事項1 と同様に「共同漁業権と区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告」となります。関係法令等は報告事項1 と同じですので説明は省略します。

3 ページ目を御覧下さい。海区委員会への報告内容となります。

種類は共同漁業権と区画漁業権、漁業権番号や漁業の名称は記載のとおりです。

報告の対象となる期間は、令和3年1月1日から12月31日、資源管理の取組の状況及び漁場の活用の状況については、知事が漁業権者である各漁協から例年、報告を受けている漁業権の行使状況の内容などを確認し意見を付しているとの事です。

3 ページ目から7 ページ目が共同漁業権、8 ページ目は区画漁業権となります。

共同漁業権においては、報告対象のすべてが資源管理の取組状況において適切と認められるとの知事意見です。漁場の活用状況においては、生産額の有無ををもとに適切か否かを判断しているとの事もありますが、漁業の名称ごとでは一部において適切かつ有効と認められないとの意見となっているもの以外は、適切かつ有効と認められるとの意見です。

8 ページの区画漁業権については、対象となる12件はいずれも、適切に資源管理に取り組まれていると認められ、適切かつ有効に漁場が活用されていると認められます。その他必要事項及びその他知事の意見は、特にありません。

なお、漁場の利用状況において法第91条第1項の各号に該当すると知事が認めた場合は、知事は当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効を図るために必要な措置を講ずるべきことを指導するものとなっており、指導しようとするときは、あらためて海区委員会の意見を聞くこととなります。

また、今回の報告については、法第91条第1項各号に該当するかは、別に検討等が必要ですが、今回の報告において指導・勧告の対象にならないとのことです。

今回の知事からの報告は以上となりますので説明を終わります。

岩田会長

説明が終わりました。質問などありましたらお伺いします。

委員

なし。

岩田会長

それでは、報告事項1 及び2 については承知することとします。

続いて、報告事項3「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」事務局から報告願います。

菅原事務局長

令和4管理年度におけるクロマグロの知事管理漁獲可能量を年度末に変更した旨、水産林部長から通知がありました。変更数量は裏面となりますので後ほどお目通し下さい以上です。

岩田会長

説明が終わりました。質問などありましたらお伺いします。

なければこれで、本日の議題は全て終了しました。他に皆さんの方から何かございませんか。

委員

なし。

岩田会長

なければ、本日の委員会をこれで終了いたします。長時間に及ぶ審議、まことにありがとうございます。

以上、相違ないことを証明する

令和5年(2023年) 4月28日

胆振海区漁業調整委員会

会長 岩田 廣美

議事録署名委員 高田 慶季

議事録署名委員 小谷 好輝